（参考様式３－２）

**欠格事由等の確認書**

平成　　　年　　　月　　　日

　社会福祉法人○○○○会

　　理事長　○○　○○　殿

住　所

氏　名 　　　 印

１　私は、社会福祉法第４４条第１項により準用する同法第４０条第１項に規定する全ての欠格事由に該当しません。

２　私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員等の反社会的勢力の者ではありません。

３　私は、上記第１項及び第２項の記載事項に変更がある場合は、遅滞なくその旨を通知します。

（社会福祉法）

第44条　第40条第1項の規定は、役員について準用する。

２　監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。

４　理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一　社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

二　当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

三　当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

５　監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一　社会福祉事業について識見を有する者

二　財務管理について識見を有する者

６　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で

定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族

その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれること

になつてはならない。

７　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定め

　　る特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

第40条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

一　法人

二　成年被後見人又は被保佐人

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなるまでの者

五　第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員